

元国際第850号

関税割当公表第TWQ-JP12号

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に基づく令和2年度の粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となる粉乳のうち、チョコレートの原料として使用するもの（以下「CPTPP産粉乳（チョコレート原料用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年12月16日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（040221・119、040221・129）

CPTPP産粉乳（チョコレート原料用）（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP12の粉乳であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402・21号の1に掲げる物品のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入する

もの以外のものであり、チョコレートの原料として使用するもの)

2 合計割当数量 全乳換算数量 28,000 t

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書の提出先

農林水産省食料産業局食品製造課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

(1) 令和2年1月14日（火）から同年2月7日（金）まで

(2) 令和2年9月8日（火）から同年9月14日（月）まで

(3) 令和2年12月15日（火）から同年12月21日（月）まで

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び (3) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

関税割当申請書を提出する日において、チョコレートの製造設備を有する者であって、割当てを受けたCPTP産粉乳（チョコレート原料用）をチョコレートの原料として使用することが確実と認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の月別のチョコレー

ト生地製造実績数量等一覧表、粉乳等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式 1、2 及び 3）

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の月別のチョコレート生地製造計画数量等一覧表、粉乳等使用計画数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達見込み一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式 4、5 及び 6）

3 下記の書類及び資料

- (1) チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類
- (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
- (3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）
- (4) 工場工程見取図
- (5) チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式 7）
- (6) 法人の登記事項証明書（原本）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、「平成31年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（平成31年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 68 号）、「平成31年度のオーストラリア産無糖ココア調製品の関税割当てについて」（平成31年 2 月 18 日付け 30 国際第 1170 号関税割当公表第 56 号）、「平成31年度の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（平成30年 12 月 17 日付け 30 国際第 985 号関税割当公表第 TPP 7 号）、「平成31年度の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（平成30年 12 月 17 日付け 30 国際第 985 号関税割当公表第 TPP 9 号）、「平成31年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（平成30年 12 月 21 日付け 30 国際第 1011 号関税割当公表第

EU14号) 及び「平成31年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく粉乳(チョコレート原料用)の関税割当てについて」(平成30年12月21日付け30国際第1011号関税割当公表第EU18号)により、平成31年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

4 輸入商品説明書(別記様式8)

5 この関税割当てにより割当てを受けたCPTPP産粉乳(チョコレート原料用)を、当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問合せ先」に記入して提出すること。

第7 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載されたCPTPP産粉乳(チョコレート原料用)等の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得る国産粉乳の使用見込み数量(脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量)に3を乗じて得られる数量を限度として定めるものとし、次のとおりとする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、1申請者当たりの申請数量は、第1の2に掲げる合計割当数量の範囲内であり、かつ、国産粉乳使用見込み数量に3を乗じて得られる数量を上限とする。

また、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わな

い。

なお、算出された数量のうち 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

2 第 4 の 1 の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された C P T P 産粉乳（チョコレート原料用）等の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得る国産粉乳の使用見込み数量（脱脂粉乳については、使用量を 1.34 で除した数量）に 3 を乗じて得られる数量を限度として定めるものとし、次のとおりとする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、1 申請者当たりの申請数量は、割当可能数量の範囲内であり、かつ、国産粉乳使用見込み数量に 3 を乗じて得られる数量を上限とする。

また、算出された数量が 1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。

なお、算出された数量のうち 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

第 8 割当結果の通知、関税割当証明書 の 交付 及び その 停止

1 関税割当証明書は、第 4 の 1 の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、第 4 の 1 の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して 15 日（行政機関の休日は算入しない。）以内に交付するものとする。

なお、第 4 の 1 の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の 4 週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第 4 の 1 の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対す

る割当結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第9 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。

(1) 割り当てられた数量

(2) 返還された数量

(3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）

(4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）

(5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。）

第10 報告

1 第4の1の(1)に掲げる期間に申請を行い割当てを受けた者で、第4の1の(1)に掲げる期間の申請の際提出した、平成31年4月1日から令和2

年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造実績数量等一覧表、粉乳等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）の書類の内容が、令和2年3月末時点で変更がある場合、当該書類を令和2年4月10日までに、受付担当課に1部提出するものとし、変更がない場合、令和2年4月10日までに、受付担当課にその旨報告するものとする。

2 割当てを受けた者は、「平成31年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（平成31年3月8日付け30国際第1218号関税割当公表第68号）の第10に記載のある農林水産省食料産業局長が定める無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則りCPTPP産粉乳（チョコレート原料用）の使用台帳の写し等を、令和3年4月9日までに受付担当課に1部提出するものとする。

3 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、輸入商品説明書（別記様式8）は2通、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

さらに、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

また、関税分類番号（040221・119、040221・129）ごとに、申請書及び添付書類を提出するものとする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

4 関税割当証明書の交付を受けてCPTPP産粉乳（チョコレート原料

用)を輸入しようとする者は、輸入申告時に、関税割当申請時に提出され、かつ受付担当課の承認を得た輸入商品説明書(別記様式8)を関税割当証明書に添付し、税関に提出しなければならない。やむを得ない理由により当該商品説明書と異なる物品を輸入しようとする者は、速やかに物品の変更理由説明書と新たな輸入商品説明書を受付担当課に提出し、新たな輸入商品説明書(別記様式8)の承認を受けなければならない。ただし、当該変更手続の期限は、関税割当証明書の有効期間内における2月末日までとする。

- 5 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない(省令第4条)。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」(別記様式9)を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 6 令和2年度の割当てを受けた者のうち、同年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計が、国産粉乳の使用実績数量に3を乗じて得られる数量を超過する場合は、令和4年度の割当てにおいて、本公表第8の2の(2)の「申請者が本公表に違反したとき」とみなす場合がある。

- 7 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

- 8 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。

＜注＞ 本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量を算定するための換算係数については、CPTPP第2章附属書2－D付録A第B節に掲げるTWQ－JP12の内容に従うものとする。

関税分類番号	TWQ－JP12に基づく全乳換算係数
040221・119	8.9
040221・129	13.43

(別記様式) 農林水産省のホームページに掲載
(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2020/tpp2020kohyo.html>)